

本年度のテーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。

デジタル化やAIなどの技術が急速に進歩し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。こうしたデジタル時代に私たちが求められる「消費者力」を考え、高めていくために必要なことを紹介します。

## 新しい情報・考え方を取り入れる

### ⚠ デジタルサービスの仕組みやリスクの理解

- ▶ インターネット通販ではクーリングオフ制度が適用されない
- ▶ 個人情報を提供したことで、次々と勧誘（広告）が舞い込む可能性がある
- ▶ クレジットカード決済などを使い、元手がないのに商品を購入してしまう

### 🗣️ 情報に対する批判的な思考力

- ▶ 広告内容などを安易に信用しない
- ▶ おかしいと感じたり、迷ったりした場合には一人で判断しない

### 💬 適切に情報を収集・発信する力

- ▶ 複数の情報源で内容を確認する
- ▶ 他者の権利や人格を侵害することがないように注意しながら、自分が伝えたい内容に応じて媒体を選択し、発信する

## 基礎的な力を高める

### 気づく



### 断る



### 相談する



## 市消費生活センターにご相談ください

市消費生活センターは、消費者と事業者との間で起きた契約トラブル、製品・サービスに関する苦情、製品事故、多重債務などについて、助言や情報提供のほか、必要に応じてあっせん※を行っています。

**一人で悩まずにご相談ください。**

※消費者と事業者の間に入り調整すること

## あなたの街の

# 法律相談

～第73回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「不動産の相続登記」についてです。

問まちづくり支援課 ☎0176-51-6777

**Q** 令和6年4月から、不動産を相続した場合には相続登記をしなければならなくなったと聞きました。なぜ義務化されたのでしょうか。

**A** 相続登記が長年されないことで、所有者が分からないまま適切に管理されていない空き地が増えており、大きな社会問題となっています。特に、親の代だけでなく祖父やさらにその前の代の名義のままになっていると、相続人が多数

に及び、災害復興や都市開発の妨げとなるケースもあります。こうした事態を防ぐために、相続により不動産を取得した場合には、一定期間内に相続登記をすることが義務付けられました。

**Q** いつまでに登記をしなければならないのでしょうか。

**A** 所有者が亡くなり相続により不動産を取得した場合、不動産の取得を知った日から3年以内に登記をしなければならないことになりました。

**Q** 令和6年4月より前に相続した場合はどうなるのでしょうか。

**A** その場合には令和9年3月まで猶予期間があります。

**Q** 期間内に登記をしないとどうなるのでしょうか。

**A** 正当な理由がなく登記をしないままにしておくと10万円以下の過料が科される可能性があります。

**Q** 相続登記ができないことについて、やむをえない事情が認められることはあるのでしょうか。

**A** 重い病気にかかっている、相続に関して争いになっている、経済的に困窮しているといった事情があれば、登記義務を免れることもあります。また、親族間で相続に関する協議がまとまらない場合には、相続登記とは別に、自分が相続人の一人であることを示す相続人申告登記という制度も新設されました。

**Q** 相談はどこで行えばいいのでしょうか。

**A** 登記手続に関する相談は司法書士に、相続人の間で話がまとまらない場合には弁護士に相談するといいでしょう。各地の法務局でも相談を行っています。

(文責 弁護士 橋本 明広)  
弁護士法人青空と大地 ☎0176-21-5162